

令和3年第1回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和3年3月2日(火曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 16時18分

議事日程

開会 令和3年3月2日(火) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針演説

日程第4 議案第1号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第6号 道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第10 議案第7号 阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並
びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 財産の取得について
- 日程第13 議案第10号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第7回)
- 日程第14 議案第11号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特
別会計補正予算(第3回)
- 日程第15 議案第12号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特
別会計補正予算(第4回)
- 日程第16 議案第13号 令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第2回)
- 日程第17 議案第14号 令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第4回)
- 日程第18 議案第15号 令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2回)
- 日程第19 議案第16号 令和3年度阿武町一般会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計予算

- 日程第21 議案第18号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和3年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(7名)

議席番号

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫拓
3番	伊	藤	敬久
5番	清	水	教昭
6番	田	中	敏雄
7番 副議長	中	野	祥太郎
8番 議長	末	若	憲二

欠席議員 なし

欠員 1名

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和3年第1回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位におかれましては諸事ご多端な中、応召ご出席を賜りまことにありがとうございます。

今年も3月の声を聞くこととなり、三寒四温を繰り返しながら春に近づいていることを実感させるような日々が続いております。今年は、冬に積雪もあり、又低温注意報が出ている中、水道管の凍結、破裂が発生し、奈古地区簡易水道の推移が下がってしまうという事態が発生しました。海岸部の奈古・宇田郷地区ではあまり経験したことがないことなので、ホームセンターなどでは水道管部品の品切れが発生していました。常日頃から冬場の対応を考えていなければと強く思いました。

さて、昨年新型コロナウイルスが猛威をふるい未だ続いていますが、ここに来て緊急事態宣言が出されたため、全国の感染者数が減ってきましたが、いささか下げ止まりの様子であります。山口県でも周南市や宇部市においてクラスターが発生しましたが、ここに来て日々の感染者数が一桁となり、県内では阿武町と平生町が感染者数ゼロでありますので、ぜひこのままであってほしいと強く願うものであります。また、ワクチンの接種が国内でも始まりました。今回の一般質問でも阿武町の対応についての質問が出ます。答弁の中で、阿武町の対応は示されるものと思いますが、早く住民の皆さんにワクチン接種ができるよう望んでおります。

そんな中、3月は各学校で卒業式があり、児童生徒にとっては大変思い出に残る行事でもあり、我々も地域を挙げてお祝いをするところですが、今年も規模を縮小して行われるとのこと。少し残念でなりません。

また、3月といえば思い出すのがあの東日本大震災であります。10年前の3月11日14時46分に発生しました。当日は、阿武町議会定例会が開催されていて一般質問の後、現地踏査から本庁に帰ってきました時に、職員から地震発生を聞き、すぐに本庁ロビーのテレビをつけました。そのテレビから流れる画面は目を疑うものであり、とても信じられるものではありませんでした。ここに改めて亡くなられた方々や被災されました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして10年経った先月震度6強の地震が発生しました。この地震も10年前の余震と言われております。正に、地震はいつ起こるか分からない状況です。まだまだ復興は完全ではありませんが、1日でも早い復興を願っています。

本日からの阿武町議会定例会では、花田町長の令和3年度に向けての施政方針が発表された後、一般会計29億2,600万円ほか7つの特別会計との合計45億275万5,000円の新年度予算案が上程され審議を行うわけですが、先月20日の「元気！阿武町！まちづくり子ども議会」で、中学2年生から提案・質問等を受けました。そして、まちづくり子ども宣言で「みんなが幸せで豊かに暮らせる町づくり」に貢献するとの宣言でした。正に、我々議会といたしましても、子どもたちの未来のためにもこの予算をしっかりと審議し、次に繋げて行く事をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は、7人全員です。ただ今より令和3年第1回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり町長施政方針演説、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる11月30日開催の令和2年第6回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

1月2日 令和3年阿武町成人式が町民センターで開催され、本職及び中野副議長が出席しました。

2月9日 令和3年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

2月20日 元気！阿武町！まちづくり子ども議会が開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

2月21日 令和2年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

2月24日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配布の資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、池田倫拓君、3番、伊藤敬久君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる2月24日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日3月2日

から18日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月18日までの17日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針演説

○議長 日程第3、ここで、今期定例会にあたり、花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長 令和3年第1回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。木々の芽もふくらみ、花の蕾に春を感じる美しい季節となって参りましたが、議員の皆様には、諸事ご多繁の中を本議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先ほどもありましたが、2011年3月11日午後2時46分、死者1万5,899人、行方不明者2,529人、関連死を含めれば2万2,000人といわれる、あの未曾有の東日本大震災と巨大原発事故の複合災害から間もなく10年が経過しようとしています。この復興の10年間で、ハード的な整備は大きく進んでいますが、福島を中心に、未だに避難生活を続けざるを得ない人々が3万6,000人もいらっしゃると思います。ここに改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、苦しい避難生活をされていらっしゃる全ての方々の健康と、一刻も早い生活の再建、安定を心からお祈り申し上げます。

さて、本日から開会されます本議会定例会は、令和3年度当初予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いすることとなりますので、ここで、新年度における私の施政方針に係る所信の一端と、主要な施策の概要について申し述べさせていただきますと思います。

まず、その前に、昨年12月の第6回議会定例会におきまして、中野議員から

のご質問にお答えする形で、私の二期目に向けた出馬の表明をさせていただいたところであります。

改めてこの4年間を振り返ってみますと、何と申しましても、就任間もなく起こったイージス・アショアの問題は、阿武・萩地域全体が翻弄される中、私にとりましても大変な試練でありました。しかし、議会の住民サイドに立った毅然たる請願採択、そして何よりも（私はそう信じておりますが、）「阿武町民の会」の皆さんの粘り強い反対運動と多くの町民の支援、支持が功を奏し、結果的に国を動かし、配備計画が白紙撤回されたことは、阿武町の歴史に刻まれる出来事として、また、私を含め、町民一人ひとりの心に、深く大きな記憶として残るものでありました。また、現在進行形の新型コロナウイルスについては、世界的規模で感染が拡大する未曾有の事態となる中、本町におきましても、国や県の方針や指針等を遵守した上で、感染予防と経済対策のバランスを取りながら、町の実情に応じた形での対策を講じて参りました。こうした中、先月の12日には、昨年4月27日の第1回目につき、第2回目となる「新型コロナウイルス経済対策公聴会」を開催し、産業を中心に各関係者の皆さんにご参集いただき、広く、詳しく事業者の実情や雇用、収益の状況等をお聴きしたところでありますが、ここで把握、確認した状況を基に、今回の補正予算では、私なりに熟慮を重ねた各種のコロナ対策、追加経済対策を講じたところでありますが、是非これを有効活用していただき、町民の健康の確保はもとより、各事業者の皆さんには、何とかこの苦境を乗り切っていただくよう切に願うものであります。

一方で今、コロナ対策の成否には、如何にワクチン接種をスムーズに進めるかにかかっていると言っても過言ではありません。本町では、現在、庁内に設置しておりますプロジェクトチームが、連日、県のコロナ対策室や萩市医師会、また、町内の医院や診療所の先生と綿密な打ち合わせを行っているところであ

りますが、現時点で、4月中旬までにはクーポンの配布、そして、5月からは順次接種が出来るよう鋭意準備を進めているところであります。こうした中、私は、4年前に、チェンジ・チャレンジ「打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添う町づくり」をキャッチフレーズに、子どもから高齢者まで、あらゆる世代がそれぞれに、精神的にも経済的にもより暮らしやすくより安全で安心な環境を整備し、単独町政を堅持する中で「選ばれる町づくり」を目指すことを公約として、現在まで、これに基づく様々な施策に取り組んで参りました。女性の社会進出と働く女性の子育ての支援、また、高齢者の健康な暮らしの支援と生活しやすい環境づくり、若者が定住しやすい環境づくりのためのIターン、Uターン、子育て世代、新婚世帯等に対する各種奨励金や住宅取得補助金等、分譲宅地や定住促進住宅の整備等も平行して鋭意進めて参ったところであります。また、産業面では、企業誘致による雇用の創出を図る中で、ゲストハウスやカフェ等の新たなスタイルの起業が生まれ、高齢化等による廃業の意向のある業態については、第三者への事業継承にも取り組む一方で、基幹産業である第一次産業の振興については、スマート農業の推進、圃場整備、農福連携、キウイフルーツや無角和牛のブランド化を進めると同時に、魚の付加価値化と流通の改善、また、自伐型林業、そして町内全域に波及が期待される「まちの縁側事業」等、阿武町独自の特色ある各種施策を鋭意展開して参りました。そして一方で、単独行政を維持し地域特性を生かした町づくりを行うための基盤となる、財源の確保と健全財政の維持に努め、その結果として、県下で最も健全な財政状況が続けているところでもあります。

こうした中、実は、本年1月発行の宝島社の「田舎暮らしの本」2月号に掲載された第9回「住みたい田舎」ベストランキング（これは、全国で645の市町村が参加したところではありますが）、この町部門にエントリーのあった240町の内、阿武町は「若者が住みたい田舎部門」で、島根県の飯南町とか、高知県

四万十町、愛媛県久万高原町、島根県隠岐の島町などに続いて8位にランクされ、また「子育て世帯が住みたい田舎部門」では34位、そして総合部門で全国で20位にランクされました。高い評価に大変驚きましたが、このことは、子育て支援をはじめとする各種定住対策を積極的に進めて来たことが、客観的なKPIとして反映されたものであり、これは一重に、議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力、更には、職員の真摯かつ精一杯な努力の賜であると、改めて感謝申し上げなければなりません。

さて、議員各位もご参加いただきましたが、先月の20日には、コロナの影響により延期しておりました町制施行65周年記念の「元気！阿武町！まちづくり子ども議会」を無事開催する事が出来ました。阿武中学校2年生22人が子ども議員として、中学生らしい自由な発想や感性により「仕事づくり」「まちづくり」「環境づくり」の3つのテーマについての提言がされたことは議員各位もご高承のとおりであります。未来を担う中学生が、阿武町のことを掘り下げて学習し、相当な時間をかけて話し合い意見を出し合って、町の課題等についてまとめ、議場において、私をはじめ町の執行部に対して一般質問を行ったことは、中学生たちにとっても良い経験となり、大変意義深いものであったと思います。そして、こうした機会や経験が、ふるさと学習、ふるさと体験のきっかけとなり、子どもたちが阿武町のまちづくりについて関心を持ち、今後、色々な形でまちづくりに積極的に参加し、郷土愛に目覚めてくれることを期待するところでもあります。私も、大人だけではなく子どもたちもしっかり見ているとの認識の下、彼らが誇れるようなまちづくりを、これからも町民、議会と一緒に進んでいくと共に、併せて、子どもたちを含めた町民一人ひとりに、まちづくりのビジョンや施策等がしっかりと伝わるよう「行政の見える化」を進んでいかなければならないと改めて強く感じたところでもあります。

今年、令和3年の干支は「辛丑（かのとうし）」ですが、この辛（か

のと)には、草木が新しいものに生まれ変わるという意味があり、これまで、下で醸成されていた活力が上に向かって噴き出るという意味があるとのことであります。正に、阿武町のまちづくりにおきましても、これまで種を播いて、水をやって、今、ようよう地表に芽が出て、町民の目にも見えるようになって来たところであります。これからは、地下にしっかりと根を張ると共に、地上には茎が出て、葉の数を増やし、幹が太く大きく育っていく中で、いずれ花が咲き、実が成って来るものと確信しております。こうした中、私は、先月、中学生にも申し上げましたが、これからも夢と高い志を持って単独町政を堅持していく覚悟であり、急速に変化していく時代の中にあって、今後とも小さな町の先頭に立って、新たな道を切り開く旗振り役を担って参る所存であります。

それでは、改めまして令和3年度において取り組むこととしている主要施策の内容等についてご説明し、最後にコロナ関連事業について、若干その概要を申し上げます。

はじめに、産業、経済、労働、雇用、働き方に係る「誇りと活力ある仕事づくり」につきましては、まず農業面では、新規事業として、スマート農機等の導入を支援する「スマート農業加速化事業」をはじめ、認定新規就農者、法人就農者、認定農業者に対し、就業、経営支援を行うため、新たに町単独の「がんばる農林水産業就業・経営支援事業」としての就業準備金、家賃補助、家族就業支援等を行います。畜産では、町の特産品である無角和牛のブランド化を進め、観光コンテンツとしてのクオリティの向上を図る「無角和種との出会い創出プロジェクト事業」を本格的に実施します。また、継続事業として、長沢地区の用水路工や暗渠排水、新立・森見藤地区の揚水ポンプや転倒ゲートを整備する「農業競争力強化基盤整備事業」をはじめ、総合的な防災・減災対策による福賀オケ峠の「ため池切開工事」、そして、センチピードグラスを畦畔や農道法面等に吹き付ける「畦畔管理省力化事業」、更に、新規就農者が地域に

定着のための「新規農業就業者定着促進事業」を実施し、福賀地区の3農業法人に、3人の新規就農者の受け入れを行います。有害鳥獣対策につきましても、引き続き捕獲頭数の増頭を図るため、奨励費の交付や出勤費の補助をはじめ、受益者が少数で国庫補助の対象とならない有害鳥獣侵入防止柵等の設置補助を単独で行います。また、猟友会員の担い手確保のため、狩猟免許取得等に対する受講料や手数料をこれも町単独で助成します。また、林業においては、慢性的な担い手不足を解消するため、モデル林の整備や研修会を通じ、自伐型林業の施工技術や林業経営、知識の向上及び定住支援等を図るため、林業支援員2名の活動に係る経費を引き続き助成します。次に、水産業では、新たに「海岸保全施設補修事業」により、宇田郷漁港長浜海岸の測量設計を実施するほか、新規に漁業就業を志す法人就業者に対する就業初期における生活基盤安定のため、農業同様、新たに町単独の「がんばる農林水産業就業・経営支援事業」を創設し、就漁準備金、家賃補助、家族就業支援等を行います。また、「水産物供給基盤整備事業」では、尾無地区の漁港施設の物揚場機能保全工事を行うほか、商工業においても、引き続き、町単独の「起業化支援事業」や、雇用の場を確保するため、阿武町への進出を希望する企業に柔軟かつ積極的に支援を実施すると共に、「企業誘致推進事業」により企業誘致推進員と共に企業誘致に向けた積極的なセールス活動を展開します。

次に、福祉、介護、医療、看護、社会保険、男女共同参画、人権における「個が尊重される生活づくり」につきましては、養護老人ホーム清ヶ浜清光苑のナースコールの改修工事をはじめ、妊娠期から子育て期にまで切れ目のない支援を行うため、週3回専任の保健師を配属し、発達等の専門相談や葉酸サプリを配付するなど「子育て世代包括支援センター」の機能強化を図ります。また、現在の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、専門家を交えて「新たな地域づくり調査研究事業」を実施すると共に、引き続き、在宅の

障害者や高齢者等の日常生活の利便性の向上と、社会活動の範囲を拡大し福祉の増進を図るため、コミュニティワゴン、町営バス及びタクシーの利用運賃を助成いたします。また、子育て支援、少子高齢化対策として、町独自に実施している高校生までの医療費の完全無料化、保育料の無料化、福賀・宇田郷地区の高校生の町営バスの無料化と下宿代の一部助成、そして、外国青年による保育士補助員の事業も引き続き実施して参ります。また、75歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化や、妊娠を希望する女性とその家族に対する「風疹ワクチン」をはじめ、子どもに対する「流行性耳下腺炎」や「ロタウィルス」、「インフルエンザ」の任意予防接種代の助成、そして、特定年齢の男性に対する風疹抗体検査及び予防接種の全額助成のほか、不妊治療についても、不妊治療費の一部を県の制度に嵩上げをして助成をいたします。

次に、観光、住宅、移住定住、交流、交通に係る「人が集まるまちづくり」につきましては、福賀地区で新たな「デマンド交通運行事業」の試験運行を開始するほか、結婚に係る住宅取得費、引越し費用、家賃等を助成する「新婚生活支援補助金」を創設し、「空き家リフォーム補助金」等との拡充も図って参ります。また、継続事業として、水ヶ迫団地8戸の浴室をユニットバスに改修する「水ヶ迫団地改修工事」をはじめ、生活路線バス及び町営バスの運行事業及びコミュニティワゴン運行事業についても引き続き実行して参ります。また、「まち・ひと・しごと創生特別事業」につきましては、引き続き地方創生推進交付金を活用しながら「選ばれるまちづくり推進事業」として、4分の1ワークスなどの8つの主要プロジェクトを推進するほか、水産業の付加価値流通や自伐型林業による山林活用等における「新たなしごと創出事業」、そして、道の駅をハブとして滞在拠点としてのビジターセンターやキャンプフィールドの運営サポート、体験プログラムの開発を通じ、地域内経済循環の仕組みづくりを構築する「まちの縁側事業」のソフト事業も併せて推進いたします。また、

新年度においては、民間の観光組織（阿武町版DMO）の立ち上げ支援と運営補助を行い、関係者が連携して、地域資源を活かした稼げる体験型の観光振興を図ります。また、繰越事業として、地方創生拠点整備交付金を活用し「まちの縁側拠点整備事業」として、滞在拠点としてのキャンプフィールドやビジターセンター等の整備を行い、町外からの人の流れと関係人口を増やし、移住定住に繋げて行くと共に、地域内生産物の消費を促し、「人」「物」「お金」が地域内で循環する持続可能な町づくりを目指します。

次に、保育、学校教育、社会教育、協働、住民自治に係る「町の力となるひとづくり」につきましては、令和4年度の「のうそんセンター図書コーナー」の改修に向け、実施設計に着手すると共に、阿武中学校体育館の外壁の補修、福賀小学校の暖房設備の更新、福賀小学校のグラウンドの夜間照明電源盤の改修、奈古及び福賀プールの循環浄化装置の修繕のほか、町民センターの非常用バッテリー及びワイヤレスマイク・チューナー交換工事、ホワイエのLED化工事など設備の充実も実施して参ります。また、延期になっている八代亜紀コンサートを開催すると共に、新規にNHKラジオ番組「真打ち競演」の誘致、恒例のジャズコンサートの再開のほか、「まちの力となる人づくりプロジェクト実施事業」として、これまでの社会教育活動を見直し、再編し、新たに「スポーツフェスタ」、「こどもミライプロジェクト」、「阿武町オープンカレッジ」の3つに集約し、各世代のニーズに合った取り組みを実施するほか、主体的な自治活動の活性化を促進するため、自治会に対する「総合交付金交付事業」も引き続き実施し、一方で、集落の統合についても積極的に働きかけを行って参ります。なお、まちづくり懇談会や各種団体・グループ等とのカジュアル・トークの開催につきましても、コロナ禍の中ではありますが、これまでの反省点などを検証しながら、新年度においても適切な方法を講じた中で、出来る限り実施したいと思っております。

次に、環境、土地、社会基盤に係る「未来につなぐ環境づくり」につきましては、崩土や落石が頻繁にあり大変危険な状態になっている阿武中学校裏の町道について、通学・通園等の安全を確保する「町道奈古中央線道路改良事業」を実施すると共に、「土埤トンネル補修設計業務」のほか、議会でもご提案のありました合併浄化槽の更新、及び単独浄化槽から合併浄化槽への交換に係る補助金を新たに創設いたします。また、県営の「農村災害対策事業」では、福賀地区の古屋ため池の整備をはじめ、「町道亀山十王堂線道路改良工事」のバイパス及び現道の拡幅を行うための用地購入及び建物補償、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく町道宇田中央線の「千歳橋橋梁補修工事」、町道奈古漁港線の「鹿島大橋橋梁補修工事」のほか、要望の多い「町道草刈作業労力負担軽減事業」につきましても、自治会と相談しながら引き続き緊急性の高い箇所を選定し実施して参ります。

次に、交通安全、防犯、防災、空き家、消費者行政に係る「安全安心な暮らしづくり」につきましては、指定避難所である「のうそんセンター」及び「ふれあいセンター」の各浴室の改修工事をはじめ、奈古地区の下郷集落と福賀地区の宇田地集落に消火栓を各1基新設し、防災行政無線の屋外拡声器につきましては、津波浸水想定区域の一つである宇久集落に設置するほか、多様化する消費者生活トラブルに対しては、引き続き相談日を毎月2回設け、消費生活相談機能の充実を図ります。

次に、行財政、議会における「時代に応じた行財政運営」につきましては、マイナンバーカードの普及を図ると共に、窓口業務等における新型コロナウイルス感染症に速やかに対応するため「デジタル化対応環境整備事業」により、ネットワーク工事及びシステムの導入を図ると共に、「第八次阿武町行政改革大綱」を踏まえ、事務事業をはじめ組織や機構の見直し、経費の節減や合理化を図りながら、将来を見据えた事務事業の集中化、簡素化、省略化などに積極

的に取り組みます。

最後に、国の第3次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症関係への対応であります。 「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」によるワクチンの接種につきましては、町が主体となって、国の方針に従って対象者を限定しながら、各地区で計画的に実施して参るほか、町の単独事業として、唾液による「抗原定量検査」の対象者を希望する全町民とし、自己負担も1,000円から2,000円程度で済むよう制度を新設すると共に、コロナの影響により事業継続が難しい事業者の皆さんに対しましては、独自に「事業継続緊急サポート事業」により、給付金を支給することといたしました。

また、新たな生活様式への情報通信の利便性を図るため、町全域に光ファイバの整備や、また、稼げる観光を実施するため観光看板設置事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策に留意した「ふれあいセンター図書コーナー等整備事業」、福賀診療所のトイレや洗面所等の改修工事、母子センターの相談室や洗面所等の改修工事のほか、各小中学校の洗面所等の水栓取替工事及び町民センター男子トイレの改修工事のほか、オンラインによる会議や移住相談等に柔軟に対応するため、本庁舎のオンライン会議室等の環境整備を図ります。

以上、令和3年度に取り組むこととしております主要施策の概要についてご説明を申し上げましたが、新年度におきましても、町の「総合計画」及び「総合戦略」を基本とし、農林水産業における第一次産業の活性化をはじめ、定住促進、観光開発、地域経済の循環型社会の構築のほか、コロナ禍における新たな日常の構築にも配慮しながら、限られた財源の中で、住民の満足度と幸福度を上げるための予算となるよう意を用いて編成したところであります。特に、膨大な事業費をかけて来年度完成予定の「まちの縁側整備事業」におきましては、キャンプフィールドやビジターセンターで構築する「まちの縁側」を拠点とし、「ひと、もの、お金」が地域内で循環する持続可能な町を目指す中で、

道の駅阿武町から町内全域への人の流れを作ると共に、野菜、鮮魚をはじめとする地域の農林水産物の消費を促進し、地域内消費の拡大と循環による新たな雇用の創出や、漁業体験をはじめとする暮らしの体験プログラムを企画、実施することで、町民の新たな収入源を確保していこうとするものであり、その足がかりとなる施設の完成を私も大変楽しみにしておりますし、光ファイバの整備による情報通信の利便性の向上につきましても、大いに期待しているところでもあります。繰り返しになりますが、阿武町は少子高齢化の著しい地域ではありますが、人口動態では社会増減がプラスに転じるなど、明るい兆しも見えてきたところであり、新型コロナを転機として、長年実現し得なかった東京一極集中の流れも大きく変化しつつある中で、新たな価値観と共に、地方に対する見方や視点も少しずつ変わって参りました。今こそ、阿武町に暮らす私たち一人ひとりが、人ごとではなく自分ごととして自らの町を磨き上げ、これを力として、これまで種を播いて伸び始めてきた芽を健全な大きな幹に育て、地方創生を成し遂げなければなりません。今後とも、「打てば響く！ 町民の一人ひとりに寄りそうまちづくり」をキャッチフレーズに、町民の皆様「阿武町に住んで良かった」と心から思っただけけるよう各種施策を鋭意展開して参る所存でありますので、議員各位におかれましても、重ねてご理解ご協力をお願いを申し上げます。

それでは、本議会にご提案を申し上げ、審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号「阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」につきましては、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正により、投票所経費等の基準額が改正されたことに伴い、本町における選挙の執行に係る非常勤職員の報酬額を改定するための一部改正であります。

次に、議案第2号「阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例」につきましては、「一般職職員の給与に関する法律」に基づく人事院規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者、若しくは疑いのある者に接して行う作業、又はこれに準ずる作業に職員の特殊勤務手当を新たに支給するための一部改正であります。

次に、議案第3号「阿武町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正による、個人番号の「通知カード」の廃止に伴う手数料の削除に係る一部改正であります。

次に、議案第4号「阿武町定住促進条例の一部を改正する条例」につきましては、定住奨励金の拡充を図るため、就業支度金や空き家リフォーム補助金の要件や補助上限の引き上げを行う改正であります。

次に、議案第5号「阿武町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、3年に一度の介護保険料の見直しに係る保険料の設定及び保険料の軽減に係る改正であります。

次に、議案第6号「道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「まちの縁側拠点整備事業」に伴い、解体された施設及び新設される施設の名称及び事業内容の削除及び追加であります。

次に、議案第7号「阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに自動車運行補助施設（磁気マーカ一等であります）の設置に係る占用許可の規定を追加すると共に、占用料を近隣自治体と同等に改定するものであります。

次に、議案第8号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」につきましては、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴う規約の変更等であります。

次に、議案第9号「財産の取得について」につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、奈古地区山の口の農地7,793㎡を、国土交通省の木与防災事業に係る残土処理施設とし、また、企業誘致の用地として造成するための取得につき、議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第10号「令和2年度阿武町一般会計補正予算(第7回)」につきましては、今回の補正額は1,139万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を44億1,425万8,000円とするものであります。主には、事業の精算見込みによるものでありますが、予定していたコロナ関係の事業費1,031万2,000円を減額し、新たに新型コロナウイルス感染症に関連する事業費7,181万円の追加計上で、これにより次年度への繰越額は2億7,043万3,000円を見込むものであります。実は、ここでお断りしておきますけども、実は、この2月に国から通知された令和2年度の「第3次新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」であります。地方単独分として8,596万円の内示がありましたが、この臨時交付金は、令和2年度の4月に遡る事業及び繰越事業に充てても良いということですので、財政運営の便宜上、また、取りこぼしの無いよう新年度に予定していた事業を、急遽、今回の補正予算に繰越事業として計上したのもあり、後ほどご説明する新年度予算と一部ダブル・ブッキングしている事業もありますので、予めご了承くださいたいと存じます。

次に、議案第11号「令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)」から、議案第15号「令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)」までの特別会計の補正予算につきましては、ここでの説明は省略させていただきますが、いずれも主には精算見込みによるもので、5つの特別会計の補正予算の総額は1,648万4,000円の減額で、総額では16億7,964万4,000円となります。

次に、議案第16号「令和3年度阿武町一般会計予算」につきましては、総額29億2,600万円で、対前年度比16.0%減、金額では5億5,900万円の減となりますが、これに新型コロナウイルス感染症対策経費を含む繰越額9億43万6,000円を加えると、一般会計予算の総額は38億2,643万6,000円となり、対前年度比6.4%増で、金額では2億2,971万7,000円の増額となるところであります。あえて新年度予算を一言で申し上げるならば、「しっかりと産業を支援し支える予算」といったところであります。なお、当初予算の基本的な考え方につきましては、施政方針の中で述べさせていただきましたので、詳細についての説明は省略させていただき、若干の重複もあるかもしれませんが、概略のみ申し上げます。

まず、歳入の主なものでありますが、「町税」は、新型コロナウイルス感染症の影響及び人口減少等を考慮し、対前年度比4.6%減の2億5,664万2,000円、また「地方譲与税」は、国の地方譲与税総額が30.2%減となっているものの、森林環境譲与税との差し引きにより、21.4%減の3,560万8,000円、そして「地方消費税交付金」は、これもコロナの影響を考慮し、12.9%減の3,570万円とし、引き上げ分に係る地方消費税収は、今年度も、福祉医療費助成事業、こども医療費助成事業等に充当することとしております。続いて「地方交付税」は、国の地方交付税総額は対前年度比5.1%増となっているものの、推計伸び率等を勘案し、前年度と同額の15億円、そして「国庫支出金」は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の増額がある一方で、繰越事業の完成によるまち・ひと・しごと創生特別事業に係る地方創生拠点整備交付金の減額により、全体では40.9%減の2億7,197万7,000円、そして「県支出金」は、国勢調査の終了に伴う県委託金の減額のある一方で、衆議院議員選挙、そして山口県知事及び山口県議会議員補欠選挙等の執行による県委託金の増額等により、6.7%増の2億1,324万8,000円であります。更に「繰入金」は、未来を担う人材

育成事業の財源としてふるさと振興基金からの繰入を行うほか、ふれあいセンター図書コーナー等の改修工事や、一般単独道路改良事業の実施に伴い公共施設整備基金からの繰り入れを行う一方で、まち・ひと・しごと創生特別事業や道の駅産業振興事業の終了に伴い、全体で43.1%減の1億5,468万円であります。最後に「町債」は、町道整備事業等のハード事業に係る過疎債のほか、定住奨励金、コミュニティワゴン、スクールバス運行等のソフト事業に係る過疎債及び臨時財政対策債で、まち・ひと・しごと創生特別事業の終了に伴う減額により、51.6%減の2億2,740万円としていますが、令和3年度の町債残高は、令和2年度末の見込みに比べて、1,851万円増の率にして0.9%増の21億1,775万2,000円となる見込みであります。

次に、歳出の主なものにつきましては、「人件費」は、会計年度任用職員制度の導入による任用職員の報酬及び地域おこし協力隊員等の増員に伴う報酬の増額となる一方で、職員の退職による職員給の減額により、2.4%減の6億835万2,000円、また「扶助費」は、サービス利用者の増により障害介護給付費が増額となる一方で、児童手当及び福祉医療受給対象者の減による福祉医療費の減額により、0.1%減の2億7,109万5,000円といたします。そして「公債費」につきましては、利率の見直しによる償還利子の減額のほか、借入地方債の償還が完了したことによる償還元金の減額により、7.0%減の2億1,467万円、更に「物件費」は、阿武町版総合戦略推進事業委託料の減額がある一方で、無角和種との出会い創出プロジェクト事業委託料や衆議院議員選挙等の選挙の経費の増額等により、8.2%増の7億8,873万3,000円であります。また「補助費等」は、漁業経営構造改善事業補助金の減額がある一方で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業経費及び阿武町スマート農業加速化事業補助金、ゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金等の増額により、7.1%増の3億4,371万1,000円です。そして「繰出金」は、奈古地区漁業集落排水施設保全改修事業

の実施のほか、簡易水道、農業集落及び漁業集落排水の公営企業会計への移行業務委託に係る各種特別会計繰出金の増額がある一方で、介護給付費の減、国保一般被保険者療養給付費等の減による各特別会計の繰出金の減額により、全体で3.6%減の3億2,168万1,000円であります。最後に「普通建設事業費」は、橋梁補修工事やふれあいセンター図書コーナー等整備事業による増額がある一方で、まち・ひと・しごと創生特別事業による「まちの縁側拠点整備事業」や道の駅テナント新設工事の減額により、全体で64.3%減の3億3,667万5,000円となったところであります。

次に、議案第17号から議案第23号までは、7つの特別会計であります。これにつきましては、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

なお、新年度の予算編成に当たっては、国の新たな戦略等における補助事業等を有効活用しながら、スクラップアンドビルドを基本とし、メリハリのある予算編成に取り組むと共に、「選ばれる町」をつくるための各諸施策を積極的に事業化していく中で、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、45億275万5,000円となり、前年度当初予算の51億6,369万1,000円に比べ、6億6,093万6,000円、率にして12.8%の減となったところであります。町の総合計画等に添って、諸施策を展開すると共に、新型コロナウイルスの感染予防にも対応したメリハリのある予算といたしたところであります。

次に、全員協議会における全協報告第1号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る工事請負契約の締結について、その概要をご報告いたすものであります。

次に、全協報告第2号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況についてご報告いたすものであります。

次に、全協協議第1号「日本で最も美しい村連合への加盟について」につきましては、同連盟への加盟につき全員協議会での同意をお願いするものであります。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての私からの挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時02分

再 開 10時11分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4 議案第1号から日程第12 議案第9号

○議長 日程第4、議案第1号から日程第12、議案第9号までを一括議題とします。

まず、議案第1号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、について説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、議案書の1ページをお願いします。議案第1号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。本案件は、令和元年5月に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、投票所経費等の基準額が

改正されたことに伴い、本町の選挙執行に係る非常勤職員の報酬の額を改正するものです。それでは、次ページ新旧対照表によりご説明いたします。別表選挙長の項中10,600円を10,800円に、投票管理者の項中12,600円を12,800円に、開票管理者の項中10,600円を10,800円に、投票立会人の項中10,700円を10,900円に、開票立会人の項中8,800円を8,900円に、選挙立会人の項中8,800円を8,900円に改めるものです。なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の阿武町報酬及び費用弁償条例第2条の規定は、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用することとしております。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の3ページから4ページをお願いいたします。議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。本案件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る一般職の職員の給与に関する法律に基づく人事院規則の一部改正により、今回ご議決をお願いするものであります。それでは、4ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。別表第4、特殊勤務手当支給区分表の(1)勤務手当に、新たに「エ」として追加するもので、職員が新型コロナウイルス感染症の患者若しくは疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、町長が定めるものについては、1日につき1,000円(長時間にわたり従事する場合は1,500円)の特殊勤務手当を新たに支給するための改正であります。なお、本町における具体的な事例といたしましては、感染症の患者等に対する輸送業務等がこれに当たるもので、施行は本年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第3号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例、につい

て説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案第3号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。本案件は、阿武町手数料条例の中にある個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）及び通知カードの再発行（再発行とは、紛失や火災消失等された場合の再発行であります）この再発行時に必要な手数料を定めている表の改正です。内容については5ページの改め文に記載しておりますが、改正理由は「行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」の改正により、通知カードが廃止されたことであります。通知カードの再発行手数料は500円ですがこれを削除するものであります。次に、7、8ページ新旧対照表をお願いいたします。説明をいたします。この現行上部の通知カードに関する再発行の手数料500円部分を削除し、表下部であります。マイナンバーカード（個人番号カード）の再発行手数料800円は、これは内容に変更はありませんが、上部通知カードの部分を削った事により文言の整理等が必要となり、ここについては文言の整理のみであります。以上が説明ですが、若干の法律等の説明をちょっと加えさせていただきます。当通知カードにつきましては、平成27年10月より日本国内に住民票を有する全ての方に個人番号を紙により通知したものであります。現在も多くの方が通知カードについては所持をされておられます。この通知カードにつきましては、現在も個人番号を証明する有効な書類として取り扱われているものでございます。そこで、今般法律改正があり通知カードが廃止されました。廃止等は皆様がお持ちの通知カードの有効性が無くなったという意味ではなく、これは、主に今後お生まれになる子どもさん等への新規の通知カードの発行及び現行所有者の通知カードの紛失等の際の再発行が廃止となったということでもあります。よって、今後、通知カードの紛失等の際には通知カードの再発行はなく、今後そうした際にはマイナンバーカードを申請され、マイナンバーカードそのものを取得さ

れるか、或いは必要の都度マイナンバーカード入りの住民票を取得される方法かのいずれかの方法になります。なお、お生まれになった子どもさんに対しては別途通知書が送付されます。若干の説明を加えさせていただきました。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書の9ページをお願いします。議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、をご説明します。本案件につきましては、阿武町定住促進条例の一部を改正するもので、町内就業を促すため、就業支度金に町内で就業された場合の加算と、空き家の有効活用のためリフォーム補助金の補助限度額を引き上げ、及び町外業者による施工も補助対象にする拡充ですが、詳しくは14ページからの新旧対照表をご覧ください。なお、表中で、句読点等の修正については説明を省略させていただきます。まず、14ページの定義、第2条第1項9号の町内業者と10号の町外業者については、用語の整理で、町内業者とは、阿武町内に事業所を有する法人又は個人の建築業者及び一般廃棄物処理業の許可を受けた者を言います。これに合わせ、これまでの町内施工業者を、町内業者の用語に改めました。町外業者とは、阿武町外に事業所を有する法人又は個人の建築業者及び一般廃棄物処理業の許可を受けた者を言います。15ページをお願いします。別表第4条関係の区分、就業支度金の奨励金等の額に、「町内に就業した場合は5万円を加算する。」を加えるものです。18ページをお願いします。1のリフォーム補助金の奨励金等の額に、

「町内業者によるリフォームの場合は100万円を上限とし、町外業者によるリフォームの場合は75万円を上限とする。」を加えるものです。これにつきましては、それぞれ2分の1補助ですが、新たに、町外業者の施工を対象に加えると共に、町内業者の施工の補助上限を従前の75万円から100万円に引き上げる

ものです。なお、2の不要物の撤去補助金は、町内業者に委託した場合に限ります。施行日は令和3年4月1日です。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第5号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例、について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の19ページをお願いします。議案第5号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例、について説明します。これは、保険料率を定めた第4条の改正で、令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期介護保険事業経過期間における介護保険料率を定めると共に、平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しを踏まえ、保険料率の算定に係る合計所得金額の算定方法を見直す必要があることから提案するものです。それでは、20ページからの新旧対照表をご覧ください。改正内容は2つです。1つ目は、令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期保険料率を新たに定めるもの、2つ目は、平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げると共に、基礎控除を10万円引き上げ、令和2年分以後の所得税等について適用されることとなったことにより、介護保険料の負担水準に関して不利益が生じないよう介護保険法施行令の規程の見直しがされたことによる対応です。なお、保険料の改定等につきましては、お手元にお配りしております令和3年第1回阿武町議会定例会議案関係別冊資料として、議案第5号関係がございますのでそちらをお開きいただき、参考資料（カラー刷りのものがございますが）そちらをご覧くださいませ。こちらの表によりご説明いたします。

それでは、参考資料の最上段をご覧ください。これまでの3年間の（左側でございますが）第7期保険料の基準額は月額で5,650円ございました。これからの3年間の介護サービスの量などを勘案して、令和3年度から令和5年度までの第8期の保険料の基準額を5,850円に改定します。これにより月額200円の

増で3.5%に引き上げとなります。表では、第5段階を標準段階として第1段階から第9段階まで、第5段階の基準額にそれぞれ調整率を掛けた年額を掲載しております。又、今回の国の基準の変更により、保険料の所得段階の合計所得額が変更され、第7段階の対象者を、町民税課税、合計所得120万円以上200万円未満の方から町民税課税、合計所得120万円以上に210万円未満の方に、第8段階の対象者を、町民税課税、合計所得200万円以上300万円未満の方から、町民税課税、合計所得210万円以上320万円未満の方に、そして、第9段階の対象者を、町民税課税、合計所得300万円以上の方から、町民税課税、合計所得320万円以上の方に、それぞれ変更となります。それでは、議案書の19ページにお戻りください。附則第1条は施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行することとなります。又、附則第2条は経過措置で、改正後の阿武町介護保険条例第4条保険料率の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の規定です。以上です。

○議長 次に、議案第6号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 それでは議案書の22ページをお願いします。議案第6号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をご説明します。本案件につきましては、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、詳しくは23ページの新旧対照表をご覧ください。第3条、構成施設の名称等で、このたびまちの縁側事業の工事により解体した「道の駅阿武町発祥交流館」を削り、新たに温泉棟とプールの上に設置した「道の駅阿武町テナント棟」とその前のテントと石畳の広場「道の駅交流スペース」を加えるものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第7号、阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、

について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の24ページをお願いします。議案第7号、阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明します。本案件は、道路法改正により、占用許可に係る施設として自動運転車の走行を支援する自動運行補助施設の設置が追加されたため、占用物件の種類を追加する条例の一部改正を行うものですが、今回、これに合わせて占用料金についても近隣の自治体と同額にする改正をするものです。始めに、自動運行装置補助施設ですが、道路法の改正により、道路管理者が設ける自動運行装置は、道路の付属物として定義された一方、民間事業者等が同施設を設ける場合には、その行為を占用と位置づけ、占用にあたり道路管理者の許可を受けなければならないとされたものです。補助施設は、おおまかに2種類で路面下に連続的に設置する電磁誘導線とスポット的に設置する電磁マーカ―があり、電磁誘導線については24ページの表の中段、これは既にある条項ですが、法第32条第1項第1号に掲げる工作物地下電線その他の地下に設ける線類で対応し、電磁マーカ―については25ページ中段の、今回新規に追加する法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設として取り扱う事になります。次に、占用料金の改正は27ページからの新旧対照表で説明します。詳細は備考欄のとおりで省略しますが、例えば最上段の電柱の占用料であります。改正前は、単に電柱1本あたりでの単価としていましたが、改正案は、同じ電柱でも電線の数によって単価を3種類に分けてそれぞれ単価も変更しています。なお、基本的には近隣の自治体と同じ内容、同じ単価に改正するものですが、この改正により30万円程度の歳入増となる見込みです。施行期日は令和3年4月1日からです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第8号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書は29ページから31ページとなります。議案第8号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにそれに伴う規約の変更について、ご説明をいたします。本案件につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるもので、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い今年3月31日限りで山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体から脱退させ、構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更を行うものであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第9号、財産の取得について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案第9号、財産の取得について、ご説明します。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、取得予定の土地について議会に上程するものです。取得物件の詳細は33ページをお願いします。所在、地番、地目、地積、所有者の順に読み上げます。字山の口685番1、田、833㎡、阿武町大字奈古末益幸江、字山の口686番1、田、774㎡、阿武町大字奈古末益幸江、字山の口687番地、田、600㎡、阿武町大字奈古河原 勉、字山の口688番1、田、1,132㎡、阿武町大字奈古河原 昇、字山の口703番1、田、3,205㎡、阿武町大字奈古河原 昇、字山の口703番2、畑、1,249㎡、阿武町大字奈古河原 昇、以上6筆でございます。平面図が別冊の資料の方でございます。それをご覧ください。今読み上げた土地の取得について、相手方との売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき条例3条の規定により提案するものですが、この土地については、以前、昨年、議会の定例会において現地踏査を行っていただいた場所でございます。以上です。

日程第13 議案第10号から日程第18 議案第15号

○議長 日程第13、議案第10号から日程第18、議案第15号までを一括議題とします。まず、議案第10号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第7回)、について説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の34ページをお願いいたします。議案第10号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第7回)、についてご説明いたします。

今回の補正額は、1,139万円を追加し補正後の歳入歳出予算の総額を44億1,425万8,000円とするものです。なお、歳入歳出予算補正、地方債の補正、繰越明許費及び債務負担行為につきましては、別冊補正予算書の第1表、第2表、第3表及び第4表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は24ページ、歳出からお願いいたします。1款、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、特別定額給付金給付事業費、特別定額給付金給付事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 11時03分

再 開 11時11分

○議長 休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き補正予算の説明をお願いします。続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業者年金事務費、農業政策費、中山間地域等直接支払事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費、林野管理費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、小規模治山事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、単県農山漁村漁礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、一般単独道路事業費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、公立学校情報機器整備事業費、(小)学校管理費、給食センター費、感染症対策学習補償支援事業費、(小)学校教育活動継続支援事業費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、(中)学校教育活動継続支援事業費、社会教育総務費、町民センター費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、利子について説明する。)

○議長 続いて、歳入に入ります。10ページ、町税から、副町長。

(副町長、歳入及び地方債補正、繰越明許費、債務負担行為について説明する。)

○議長 次に、議案第11号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の35ページをお願いします。議案第11号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について説明します。今回の補正は予算の総額から73万円を減額し、予算の総額を6億9,217万6,000円とするものです。それでは、別冊の補正予算書68,69ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第12号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の36ページをお願いします。議案第12号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)について説明します。今回の補正は予算の総額から168万7,000円を減額し、予算の総額を6,123万4,000円とするものです。それでは、別冊の補正予算書80,81ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、昼食のため休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

休 憩 11時58分

再 開 12時59分

○議長、少し時間が早いようですが、昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き補正予算の説明をお願いします。

○議長 議案第13号、令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の37ページをお願いします。議案第13号、令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は予算の総額から698万8,000円を減額し、予算の総額を7,080万9,000円とするものです。それでは、別冊の補正予算書90,91ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第14号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の38ページをお願いします。議案第14号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について説明します。今回の補正は予算の総額から560万9,000円を減額し、予算の総額を6億6,547万9,000円とするものです。それでは、別冊の補正予算書100,101ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第15号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の39ページをお願いします。議案第15号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は予算総額から147万円を減額し、歳入歳出それぞれ5,417万6,000円とします。別冊補正予算書の112,113ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

日程第19 議案第16号から日程第26 議案第23号

○議長 日程第19、議案第16号から日程第26、議案第23号までを一括議題とします。まず、議案第16号、令和3年度阿武町一般会計予算について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の40ページをお願いいたします。議案第16号、令和3年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。

まず、第1条は、令和3年度阿武町一般会計予算の総額を29億2,600万円と定めるものです。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は別冊予算書の第1表歳入歳出予算のとおりとするものです。また、第2条は、地方債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第2表地方債のとおりです。第3条は、一時借入金の最高限度額を5億円と定めるものです。そして第4条は、歳出予算の各項の金額の流用について各項に計上した給料、職員手当及び共済費についてのみ同一款内での流用が出来る旨を定めるものであります。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。45ページ、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、衆議院議員選挙費、山口県知事選挙及び山口県議会議員補欠選挙費、阿武町長選挙及び阿武町議会議員補欠選挙費、阿武町議会議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助

費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、労働諸費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、土地改良施設適正化事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業水路等長寿命化・防災減災事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、無角和種地方創生特別事業費、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 14時06分

再 開 14時13分

○議長 休憩を閉じて会議を続行します。休憩前に引き続き一般会計予算の説明をお願いします。続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港建設費、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体

育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農林水産施設単独災害復旧事業費、公共土木施設単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、元金、利子、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。13ページ、1款町税から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○副町長 それでは引き続きまして5ページをお願いします。5ページの第2表、地方債であります。これは定住奨励金、コミュニティワゴンやスクールバスの運行委託、自治会総合交付金、みどり保育園外国青年保育士助手の招致、幼児教育の無償化、各種過疎対策の漁港施設、道路、消防防災整備事業のほか、臨時財政対策債の発行限度額を記載のとおりとするものであります。以上で、歳入の説明を終わります。なお、令和3年度当初予算につきましては、この予算書のほかに、別冊で当初予算の概要をお配りしておりますが、その中に予算編成方針なり予算の概要、又、主要施策、事業等記載しておりますのでご参照いただけたらと思います。以上で説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 15時11分

再 開 15時20分

○議長 休憩を閉じて会議を続行します。ここで皆さんにお諮りします。今日の閉会時間が4時ということですが、今から7つの特別会計予算の説明

をもらいますので、若干過ぎるかもしれませんがで暫時延長したいと思います
がよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

○議長 じゃあ暫時延長するということで決定しました。それでは、議案第17号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案第17号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について説明します。予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,668万9,000円とするものです。別冊予算書の182,183ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第18号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案第18号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,682万6,000円を計上しております。別冊予算書の209,210ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第19号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案第19号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,623万1,000円とします。別冊予算書により説明します。230,231ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第20号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計予算につ

いて説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書44ページをお開きください。議案第20号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計予算の説明をします。令和3年度の予算を歳入歳出それぞれ総額6億4,880万円とします。それでは、別冊予算書247,248ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○健康福祉課長 最後に、もう一度議案書の44ページをお願いします。歳出予算の流用のところでございます。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第21号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の45ページをお願いします。議案第21号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,211万9,000円とします。次に第2条、債務負担行為ですが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるもので、第2表債務負担行為のとおりです。次に第3条、地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第3表地方債のとおりです。それでは別冊予算書の270,271ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表、第3表について説明する。)

○議長 次に、議案第22号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の46ページをお願いします。議案第22号、令和3年度

阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,797万5,000円とします。次に第2条、債務負担行為ですが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるもので、第2表債務負担行為のとおりです。次に第3条、地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第3表地方債のとおりです。それでは別冊予算書の285、286ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表、第3表について説明する。)

○議長 次に、議案第23号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の47ページをお願いします。議案第23号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,811万5,000円とします。次に第2条、債務負担行為ですが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるもので、第2表債務負担行為のとおりです。次に第3条、地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第3表地方債のとおりです。それでは別冊予算書の302,303ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表、第3表について説明する。)

○議長 以上で説明を終わります。

日程第27 委員会付託

○議長 日程第27、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第23号までの議案23件については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第23号までの23件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託する事に決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 16時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久